

申込期限 2月6日(金)

選考方法 必要書類を提出していただき、内容に問題がなければ後日プレゼン審査を行います。審査結果は申込者全員に通知します。

※審査の経過、結果に関するお問い合わせには一切応じません。

入居予定日 A棟：令和8年7月頃 B棟：令和8年4月頃

※状況により予定日が前後する可能性があります。

申込先・問合せ 商工観光課商工観光労働グループ ☎ ② 7083



チャレンジショップ内観

「住民票の写し」「印鑑登録証明書」の様式が変わりました

町の住民基本台帳管理システムを、国が定めた標準様式に変更することに伴って「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」の様式を12月22日に一括改製しました。

■住民票の写しの様式

縦型の住民票に変わりました。変更後は最新の情報および転入前の情報が記載されています。

※12月22日以降に町内で転居をされた方は、1つ前の住所も記載されています。

様式が変わる前の情報

改製前の住民票の写しは「改製原住民票」の写しとして記録されています。

12月22日以前の住所異動や氏名などの変更履歴が必要な場合は「改製原住民票」の写しを交付しますので、お申し出ください。

■印鑑登録証明書の様式

印鑑登録証明書についても、住民票の写しと同じく縦型に変わりました。

なお、現在「印鑑登録証」をお持ちの方はそのまま使用できます。再登録の必要はありません。



変更後の
住民票



変更後の
印鑑証明書

■その他の証明書などの様式について

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、安平町の行政システムも「標準準拠システム」に移行しました。12月22日以降、住民票の写しや印鑑登録証明書に加え、納付書などの様式も変更しています。あらかじめご承知おきください。

問合せ 税務住民課戸籍グループ ☎ ② 2940